タイムの共通占

L P T 研究員 康

も一三・九%と高い水準を維持してい は一二・五%、二〇〇五年には一四・ 五%であったのに対し、二〇〇〇年に の割合は(1)、一九九五年には一〇・ 数に占める「臨時雇」および 一%へと上昇し、二○一○年において 間 [査」(詳細集計)によれば、 が増加している。 一の定めのある雇用契約で働く人々 有期契約労働者 。総務省 )「日雇」 雇用者総 「労働力 すなわち

た待遇の決定、通常の労

を公表した。さらに、二○一○年一○ 契約研究会報告書」(以下、 そこで厚生労働省は、二〇〇九年二月 い問題があることが指摘されている。 や雇用の安定性などの面で無視できな 特に正社員と比較した時に、労働条件 ついての議論が始まっている(2)。 わる論点・課題を整理した「有期労働 一○一○年九月に有期労働契約にかか ところで、「報告書」 これら有期契約労働者をめぐっては 「有期労働契約研究会」を設置し、 労働政策審議会労働条件分科 有期労働契約のあり方に 一も指摘するよう 「報告書」)

そこには多様な人々が含まれている。

ルタイム労働者とパ いがある。ここから、 満を抱いているという違 者の多くが「教育訓練・

図表 1

金」に不満を抱いている

「契約社員」の多くが「賃

一方、パートタイム労働

能力開発のあり方」に不

一口に有期契約労働者といっても

常の労働者と均衡のとれ の改善等に関する法律) 違いに注目する理由は二つあ イム労働法」(短時間労働者の雇用管理 タイム労働者の違い 特にここで注目したいのは、 一〇〇八年四月施行の タイム労働者と パートタイム労働者については、 である(3)。 (有期の) 「改正パートタ によって、 (有期 ッる。 。 パート その 通

 $\widehat{\underbrace{4}}_{\circ}$ 的拘束力を持つ規定が存 り方に関しては、強い法 されているが、フルタイ 働者への転換などが推進 者が大半だと考えられる みると、フルタイム労働 関する総合実態調査」を 省 在しないのが現状である ム労働者の雇用管理のあ 「就業形態の多様化に 第二に、厚生労働

> 表1)(5) の性質が異なることが示唆される タイム労働者では、 直面している問 **図**

勤務先での呼称によって就業形態を定 多くの調査・研究がなされてきた。 かし、それらの調査・研究の多くは、 意識の違いをめぐっては、これまでも もっとも、 就業形態による働き方や

15.0 ■正社員 ■契約社員 ■パートタイム労働者 10.0 6.9 4.2 5.0 0.70.0 -1.4-5.0-10.0-9.6 -15.0-16.6 -20.0 賃金 教育訓練•能力開発 のあり方

就業形態別にみた満足度指数

資料出所:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査(2007年)」より。 注:満足度指数は、「満足」(ポイント) ×2+ 「やや満足」(ポイント) ×1- 「やや 不満」(ポイント)  $\times 1 - \lceil 不満 \rfloor (ポイント) \times 2 により求めた。$ 

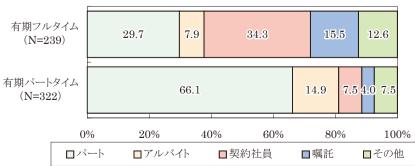
## 2 データと変数

題

る総合調査 が実施した

分析に用いるデータは、 「日本人の就業実態に関す (平成二一年度)」である J I L

### 就業形態別にみた「勤務先の企業・組織での呼び名」 図表2



注:無回答は除く。

期の)パートタイム労働者の共通点と 差異を明らかにする。 無と労働時間よって就業形態を定義し 義するものであった(6)。これに対 た上で、その働き方と意識の実態、 タを用い、 本稿では、 (有期の)フルタイム労働者と 雇用契約の期間の定めの有 アンケート調査 0)

### 個票デー Р (有 特

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\* | \*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*

	図表3 就業形態別にみ	た基本属性	(列%)	
		正社員	有期 フルタイム	有期 パートタイム
性別	男性	70.2	38.9	16.5
	女性	29.8	61.1	83.5
年齢	20代	15.3	11.3	8.1
	30代	28.9	21.8	17.1
	40代	28.2	20.9	25.5
	50代	23.8	20.1	28.6
	60代	3.8	25.9	20.8
学歴	中学卒	4.4	10.9	7.5
	高校卒	46.7	59.8	54.0
	短大・高専卒	11.4	8.8	17.4
	大卒以上	33.5	17.6	16.8
TIAN TOE	無回答	4.0	2.9	4.3
職種	専門・技術的職業	22.9	17.2	14.6
	管理的職業	11.2	0.8	0.3
	事務的職業	21.3	25.9	19.3
	販売的職業	11.8	11.7	23.0
	技能工・生産工程に関わる職業	17.7	20.5	9.6
	運輸・通信的職業 保安的職業	5.5 2.4	6.7 1.3	2.8 1.9
	農・林・漁業に関わる職業	0.6	2.1	1.2
	サービス的職業	5.9	12.1	25.8
	その他	0.4	0.8	1.2
	無回答	0.3	0.8	0.3
業種	農林漁業	0.7	2.5	0.3
71712	鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	0.0	0.0
	建設業	7.6	2.9	0.6
	製造業	22.7	19.2	9.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	2.4	1.3	1.6
	情報通信業	4.4	3.3	0.3
	運輸業、郵便業	6.5	7.1	4.0
	卸売業、小売業	11.5	13.4	21.4
	金融業、保険業	4.6	4.2	4.3
	不動産業・物品賃貸業	1.0	0.8	0.3
	学術研究、専門・技術サービス業	3.3	2.5	1.9
	宿泊業、飲食サービス業	1.9	4.6	8.1
	生活関連サービス業、娯楽業	2.1	3.3	6.5
	教育、学習支援業	3.9	4.6	9.6
	医療、福祉 その他のサービス業	11.8	11.3	19.6
	公務	6.4 8.8	10.0 5.0	6.2 5.6
	その他	0.0	3.3	0.6
	無回答	0.4	0.4	0.0
企業規模	1~4人	3.4	0.4	1.2
上未外人	5~9人	5.9	1.3	1.9
	10~29人	10.6	7.9	9.0
	30~99人	13.7	11.7	14.9
	100~299人	13.2	15.9	13.7
	300~999人	14.1	13.8	7.1
	1000 人以上	24.9	27.6	24.8
	公務	8.9	3.8	4.3
	わからない	3.3	15.5	21.7
	無回答	2.0	1.7	1.2
	N	1778	239	322

注:性別、年齢については、サンプリングの際に把握しているため、「無回答」はない。

期パートタイム」とは、勤務先の企業・ 時間が週三五時間以上の者とする。「有 る雇用契約を締結しており、所定労働 の派遣社員」以外で、期間の定めのあ が「正規の職員・従業員」、「派遣会社 とは、勤務先の企業・組織での呼び名 以上の者とする。「有期フルタイム」 「正規の職員・従業 三%)、「パート」(二九・七%)、「嘱託」 期フルタイムには、「契約社員」(三四・ パートタイムの大多数(六六・一%) 名の者が含まれているのに対し、 名を示したものである。ここから、有 ついて、勤務先の企業・組織での呼び (一五・五%) など、さまざまな呼び 有期 ムでは六割強、

期間の定めのある雇用契約を締結して の者とする。これらに該当する労働者 有期フルタイムと有期パートタイムに ム」が三二二人である(7)。 タイム」が二三九人、「有期パートタイ は、「正社員」が一七七八人、「有期フル おり、所定労働時間が週三五時間未満 図表2は、上記のとおり定義された 「派遣会社の派遣社員」以外で、

しており、

所定労働時間が週三五時間

での呼び名が「正規の職員・従業員」

期間の定めのない雇用契約を締結

「正社員」とは、

勤務先の企業・組織 次のとおりである。 ム」の働き方と意識を分析する。

本稿では、このデータを用い、「正社員」、

「有期フルタイム」、「有期パートタイ

組織での呼び名が

み取れる。 は、「パート」と呼ばれていることが読

# 3 基本属性と就業

三・五%であるのに対し、

有期フルタ

ると、正社員では大卒以上の比率が三

有期パートタイムにおいて四○代、

○代の比率が高い。第三に、

学歴をみ

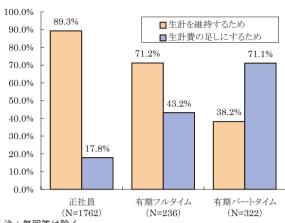
割に満たないのに対し、有期フルタイ 別をみると、正社員では女性比率が三 イムと有期パートタイムを比較すると、 は二五・九%、有期パートタイムでは とどまるのに対し、有期フルタイムで 正社員では六〇代の比率が三・八%に 八割強と高い。第二に、年齢をみると、 以下のことが読み取れる。第一に、性 分布を示したものである。ここから、 一○・八%と高い。他方、有期フルタ **|表3**は、就業形態別の基本属性 有期パートタイムでは

八%)、 ムでは一六・八%と低い。 イムでは一七・六%、有期パートタイ 第四に、職種をみると、正社員では

る。 と有期フルタイムでは製造業が多いの 多い。第五に、業種をみると、正社員 二%)、有期パートタイムでは「卸売業 ートタイムではサービス的職業(二五・ る職業 (二○・五%) が多く、有期パ 五・九%)、技能工・生産工程に関わ 務的職業(二一・三%)が多いのに対 専門・技術的職業 (二二・九%)、 イムの方が大企業に多く雇用されてい 比べ、有期フルタイム、有期パートタ 企業規模をみると、総じて、正社員に 福祉」(一九・六%)が多い。 小売業」(二一・四%)および「医療、 に対し(それぞれ二二・七%、一九・ し、有期フルタイムでは事務的職業(二 販売的職業 (二三・〇%) が 第六に、

の足しにするため」が四三・二%とな 維持するため」が七一・二%、「生計費 に対し、 は一七・八%と少ない。 数回答)。ここから、 足しにするため」が七一・ のに対し、「生計費の足しにするため」 を維持するため」が八九・三%と多 み取れる。第一に、正社員では、「生計 いている理由」を示したものである 持するため」が三八・二%、「生計費 に、有期パートタイムでは、「生計を維 続いて、図表4は、就業形態別の 両者の差が縮まる。 有期フルタイムでは、「生計を 以下のことが読 第二に、これ 第三に、さら 一%となり 複働

### 就業形態別にみた「働いている理由」 図表4 (複数回答)



れぞれ一六・○%、 に必 なかには、 はそれぞれ四・ 現在の仕 て 両者が逆転する。 にどのような違い 三つをみる 1 いる者が多いといえる。 仕事の難易度、 れでは、 |要な年数をみると(8)、 ヶ月未満」、「一ヶ 仕事の難易度の指標とし イムではそれぞれ二八・六%、 事をこなせるようになるため 家計補 契 就業形態によって働 入約労 六%、 有期フル 有期 助的 があるだろうか 賃 働 な理 月 金 パ 者 <u>Б</u>. タイムではそ 1 ~半年未満\_ 勤続年 の 山 トタイム 正社員で 九%と少 ロから 働 き 有期 営き方 て、 数 働 以 方 0) 0)

注:無回答は除く。

るといえる (図表5)。 がもっとも難易度の低い 次に、 パフル の高い仕事をしており、 ムがそれに次ぎ、 タイムでは○・六%ときわめて少な ここから、正社員がもっとも難易 タイムでは三・ 有期 四 パ <u>~</u> 仕事をして 1 有期フル 有期 トタイ タ 1 15

員

度

1

三・六円、 時給をみると、正社員が一七五○・三 と高いのに対し、 パパート 賃金の指標として平均 九九二・二円となってい タ イ 4 はそれぞれ一〇 有期フルタイム 7所定内 ع Ŧī.

円

有

期

表 差が け が突出して賃金が高いとい パフル ほとんどな タイムと有期 いのに対 1 Ų ええる 正 タ 社 イム 員 **図** だ 0)

期

%と相対的に多い

のに対し、

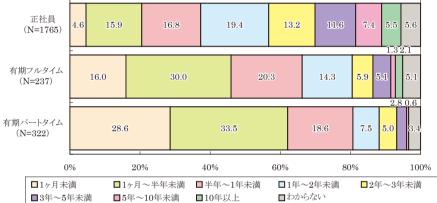
有

1

兀 一・六年と長 年、 均 有期フル 一勤続年数をみても、 六 六年となっている。 タイムと有期パー • いのに対し、 タイムの差は五 勤続年数につ 五年の差がある 有 期 社

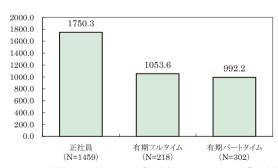
フル 五年であることから、 が、正社員と有期フル たしかに、 ぞれ九・一 タ が ま なた、 イムの間にも二 タイムと有期パートタイムはそれ やはり正社員が突出して長

#### 就業形態別にみた現在の仕事をこなせるようになるために必要な期間 図表5



注:無回答は除外した。

#### 図表6 就業形態別にみた平均所定内時給(円)



注1:所定内時給は、以下の方法により算出した。「時給」の者については、「時給」の金額をそのまま 用いた。「日給」の者については、「日給」の金額に週所定就業日数を乗じ、週所定労働時間で除 した。「月給」の者については、「月給」の金額を週所定労働時間の4倍で除した。「年俸」の者 については、年間の就業日数が判明しないため、除外した。

た

就業の安定性に対する

満足度について分析

注2:無回答は除外した。

たない」、 立つ、 います 選択肢は、「とても役に の仕事でも役立つと思 度役に立つか に立たない」 答によって把握する。 たの能力や知 能力・ 13 か」に対する あまり役に立 ある程度役に 知識がどの 「まったく役 流識は、 な、「あ の四段階 別 程 口 な

ことが重要であること に対する満足度、雇用 に立つか、賃金・収入 ている(9)。 であることが指摘され 発」などの政策も重要 加 な待遇等を確保」する えて、 期 知識がどの程度役 契約労働者の 職業能力開 そこで、 能

三三・五%と多い。

逆に、

五年以上と

[答した比率をみると、

正社員では

## 有 契約労働 者 の 意

5

基本的考え方 報告書」では、 として、「有期契約労働 者の雇用の安定や公正 「検討に当たって 0)

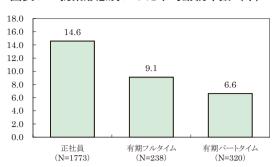
の間 といえる ないもの 年数については、 隔で並んでいるのに タイム、有期パートタイムがほぼ等間 い方から 総じて、 日の差が Ó ?相対的! **「順番に、正社員、** 仕事の難易度につ 正社員と有期 その順 に大きく開いてい 対 Ų 番こそ変わら プフル 賃金と勤続 有期フ 11 タイ 7 は る

える (図表7)。

11

**Business Labor Trend 2011.3** 

#### 就業形態別にみた平均勤続年数 (年) 図表7



注:無回答は除外した。

順序ロジスティック回帰分析により、 れているかもしれない。そこで、以下 意識にも、 が異なる。よって、ここで取り上げる と考える傾向があること、 ムは有意に能力・知識が役に立たな ある正社員に比べて、 ここから、レファレンス・グループで に与える影響を分析する。 ルした上で、就業形態がこれらの 企業規模、 上記「3」で取り上げたすべての変数 就業形態によって基本属性や就業理由 分析結果は、図表8のとおりである なお、上記「3」で確認したように -性別、 就業理由-それらの変数の影響が含ま 年齢、学歴、 有期パートタイ 職種、 をコントロー 有期フル 業種、 変数 雇用 識がどの程度役に立つか、雇用・就業 るならば、 るが、これが実際の職業能力の通用性 の安定性に対する満足度は、 とが読み取れる。このうち、 タ 本人の主観的認識をたずねたものであ イムであれパートタイムであれ、 の安定性を反映していると仮定す

就業形態が意識に与える影響(順序ロジスティック回帰分析)

被説明変数:	能力・知識が どの程度役に立つか			賃金・収入に 対する満足度		雇用・就業の安定性 に対する満足度	
	В	標準誤差	В	標準誤差	В	標準誤差	
(正社員)							
有期フルタイム	-0.095	0.183	-0.856	0.146 ***	-1.355	0.147 ***	
有期パートタイム	-0.438	0.181 **	-0.101	0.147	-0.470	0.149 ***	
τ=1	-3.055	0.283	-2.157	0.222	-3.634	0.235	
$\tau=2$	-0.919	0.265	-0.813	0.217	-2.566	0.226	
τ=3	2.414	0.274	0.080	0.216	-0.988	0.220	
τ=4			1.878	0.224	0.583	0.220	
N	1845			2175		2174	
-2LL		3243.227		5888.060		5556.452	
カイ2乗		116.202 ***		276.475 ***		403.283 ***	
Nagelkerke R2乗		0.070		0.125		0.178	

)は、レファレンス・グループ。

注2: 「\*\*\*」は1%水準有意、「\*\*」は5%水準有意、「\*」は10%水準有意をあらわす。

注3:上記の他に、コントロール変数として、性別(2区分)、年齢(5区分)、学歴(4区分)、職種(10 区分)、業種(18区分)、企業規模(9区分)、「生計を維持するため」ダミー、「生計費の足しに するため」ダミーを投入している。

注4:いずれかの変数に無回答を含むケースは除外した。

変わらないというように、 担っていながら、 るように、 指針」(注4参照) れよう(10)。 な状態にあることがあげら 0 正社員と有期パートタイム しては、 は、「改正パートタイム労働 他方、 事と待遇がアンバランス パートタイムとほとんど 中間的な難易度の仕事を の賃金不満が強 有期フルタイムが 特に有期フル 有期フル 企業において 賃金は有 が規定す 11 理由 タイム アタイ

ことが、 ②それに加えて、 職業能力開発の面で問題を抱えている 金不満が強く、 安定雇用という問題を抱えていること 分析結果から示唆される。 ③有期パートタイムは 有期フルタイムは賃

ともいえない」、「やや不満」、

、「不満」

就業の安定性に対する満足度が低いこ

能力・知

いずれも、正社員に比べて有意に雇用・

有期フルタイム、有期パートタイム

度が低いことが読み取れる。

加えて、

イムは有意に賃金・収入に対する満足

用·

就業の安定性に対する満足度は

収入に対する満足度

「満足」、「やや満足」、「どちら

る。

五段階で測定している

# 考察と結

6

あくまで

た、 その定義からも容易に推測できる。 員と有期契約労働者の間には大きな勤 雇用という問題に直面していることは れ 上記「4」にてみたとおり、 有期契約労働者が共通して不安定 ルタイムであれパートタイムであ 続年数の差が存在しており 正社 ま

①有期契約労働者は、フル

不

う。 その雇用の安定性の向上を る際には、 わめて当然のことであるが 期契約労働者は雇用の安定 実際にも正社員と比べて有 最重要議題とすべきであろ いて政策的観点から議論す 有期労働契約のあり方につ !が低いと考えられる。き 何よりもまず、

的にもたらされているかは別に措くと 能性は否めない。 このような状況が企業のなかで意図

要があろう。 の面で不利にならないよう配慮する必 仕事を与えるなどして、 タイムに対しては、 しても、 意欲と能力のある有期パート より難易度の高 職業能力開

2. 最終的には、 者」を、「日雇」とは「日々又は一か月未満の契 カ月以上一年以内の期間を定めて雇われている 約で雇われている者」を指している。 「労働力調査」における「臨時雇」とは 二〇一一年一二月頃に議論のと

また、政策的には、 に対しても、 して賃金を決定していく必要がある。 法」が定める均衡待遇の考え方を考慮 「改正パートタイム労働 有期フルタイムの

必要があろう。 力が強い規定の導入について検討する これに対し、 のあり方に関する、 有期パー より法的拘束 トタイム が

勤続年数に比して難易度の低い仕事し 割を果たすことに鑑みるならば(1) 際の仕事にたずさわることが重要な役 職業能力を開発する上で、学校教育や る仕事しか与えられていない。一般に、 の新人が半年未満でこなせるようにな トタイムの平均勤続年数は六年程度で 度がきわめて低いことがあげられよう。 イムの職業能力開発を阻害している可 か与えられない状況が、 仕事を離れて行われる研修よりも、 あるのに対し、その過半数は、未経験 上記「4」にてみたとおり、有期パー 由としては、担当している仕事の難易 業能力開発の面で問題を抱えている理 有期パートタ 実



大学卒業後、大手メーカー(人事部門)

に勤務したのち、大学院修士課程に進

たかはし・こうじ/J-

LPT研究旨

おいて、「所定労働時間が通常の労働者と同一の な実態を踏まえ対応を図ること」の重要性が指 で、雇用期間が一か月を超えるか、 有期契約労働者については、短時間労働者法第 七年一〇月一日厚生労働省告示第三二六号) が短いか、一 一条に規定する短時間労働者には該当しないが 「報告書」七頁では、「有期契約労働者の多様 なお、「就業形態の多様化に関する総合実態調 ただし、「改正パートタイム労働指針」(二〇〇 [時間労働者法の趣旨が考慮されるべき] (建議) が予定されている。

勤務先での呼称によって就業形態が分類されて 週の所定労働日数が少ない労働者 又は定めが 原則として

いる。 有期パートタイムという時には、 以下、 鍵括弧なしで正社員、 有期フルタイム ここでの定義

期パートタイム」の定義とは若干異なる点に注ない者」であり、本稿での「有期フルタイム」、「有 期間を定めて契約する者」、「パートタイム労働 !従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用 就業構造基本調査」においても、 総務省の代表的な統計である「労働力調査 における「契約社員」の定義は「特定職種 の定義は「正社員より一日の所定労働時間

> 度の仕事を担っているケースは、 行うとしたら、どのくらいの期間で一通り仕事 ムが正社員と有期パートタイムの中間的な難易 すように、個々の事業所において有期フルタイ の百貨店D社の事例、 仕事を担っていると断定することはできない 正社員と有期パートタイムの中間的な難易度 から、個々の事業所において有期フルタイムが 機能も重視した就労支援、雇用保険等のセーフ て実施した調査であるため、 もっとも、「日本人の就業実態に関する総合調 設問は、「今のあなたの仕事を未経験の新人が 重要な政策としては、その他に「マッチング できるようになると思いますか かし、労働政策研究・研修機構編(2010) などがあげられている。 年度)」は全国の男女を対象とし 書店F社の事例などが示 ここでの分析結果 少なくないと 一である。

とさ

たとえば、 小池 (2005)

【参考文献】

11

考えられる

小池和男 (2005) 労働政策研究・研修機構編(2010)『契約社員 経済新報社 『仕事の経済学 第三 版

働政策研究·研修機構

企業ヒアリング調査から-

労

労働研究雑

B5判●定価895円(税込) 年刊購読料10,740円

(〒サービス)

No.608 Feb. 2011 (学界展望)労働法理論の現在

研究テーマは非正規雇用問題。

主な論

「契約社員の職域と正社員化の実

LPTディスカッション・

などがある

年J-LPTに入所。産業社会学専攻。 学。大学院博士課程を経て、二〇〇九

労働法学の発展のために

菅野 和夫

禹宗杬編著『韓国の経営と労働』

金明中

【学界展望】

労働法理論の現在:2008~10年の業績を通じて

有田謙司

小畑史子 竹内(奥野)寿 野田進

| 陳麗婷著『知的障害者の一般就労― 支援』 一本人の「成長する力」を信じ続ける

「オーストラリアにおける整理解雇規制――仕事選択法(Work Choice)制定前と制定後の動向について」

室山晴美

天野 晋介

【論文(投稿)】

日本における労働市場の二極化と非定型・低スキル就業の需要について

非正規雇用は「行き止まり」か?――労働市場の規制と正規雇用への移行

【フィールド・アイ】

インドの未組織部門と非組織部門

太田仁志

【研究ノート(投稿)】 保育園における雇用環境と保育者のストレス反応――雇用形態と非正規職

神谷哲司 杉山(奥野)隆一 戸田有一 村山祐-

お問い合せ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究調整部成果普及課 Tel: 03-5903-6263 Fax: 03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp